

令和4年8月9日

第8回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 8 号

令和4年 第8回 定例会

日時：令和4年8月9日（火）午後2時

場所：区議会第二委員会室

「出席」	教 育 長	加 藤 裕 一
	教育長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	坪 井 節 子
	委 員	小 川 賀 代
	委 員	福 田 雅
「説明のために出席した教育局職員」	教 育 推 進 部 長	八 木 茂
	教育総務課長事務取扱	新 名 幸 男
	教育推進部参事	
	学 務 課 長	木 村 健
	教育推進部副参事	宮 原 直 務
	教育指導課長	赤 津 一 也
	児童青少年課長	石 川 浩 司
	教育センター所長	木 口 正 和
	真砂中央図書館長	齊 藤 嘉 之
「書記」	庶 務 係 主 事	迫 中 優

令和4年

第8回教育委員会定例会

令和4年8月9日（火）午後2時

場 所 第二委員会室

（Web会議形式）

議事録署名人 坪井節子委員

第1 議事録の承認

議事録第7号（令和4年第7回定例会）

第2 議案の審議

第33号議案 「文化庁 令和4年度地域文化倶楽部 創設支援事業【親子きもの地域文化倶楽部】」の後援名義の使用について（継続審議）

第37号議案 「声のコンサート体験会」の後援名義の使用について

第38号議案 シンポジウム「文京歴史探訪～柳町から発掘された文京の歴史」及び発掘成果展「発掘された跡見女学校～明治・大正・昭和の女学校生活～」の共催名義の使用について

第39号議案 令和5年度使用特別支援学級教科用図書採択について

第3 報告事項

(1) 民間学童クラブ（都型学童クラブ）における電気料金の補助について（資料第1号）

第4 その他の事項

「開 会」

(14:00)

○加藤教育長 定刻になりましたので、第8回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

今回は Web 会議方式をとっております。ご発言の際には手を挙げていただき、その方にご発言いただくという形をとりたいと思います。よろしくお願いいたします。

出席状況を確認させていただきます。委員は全員出席していただいております。理事者も全員出席しております。

本日の議事録署名人ですが、坪井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第7号（令和4年第7回定例会）

○加藤教育長 それでは、本日の議事日程に入らせていただきます。

第1、議事録の承認です。議事録第7号がお手元にあると思います。事前にご確認いただいておりますが、なお修正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

第2 議案の審議

第33号議案 「文化庁 令和4年度地域文化倶楽部 創設支援事業【親子きもの地域文化倶楽部】」の後援名義の使用について

○加藤教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は4件です。

1件目、第33号議案「文化庁 令和4年度地域文化倶楽部 創設支援事業【親子きもの地域文化倶楽部】」の後援名義の使用について」こちらは前回の継続審議になります。この件について、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 第33号議案、「文化庁 令和4年度地域文化倶楽部 創設支援事業【親子きもの地域文化倶楽部】」の後援名義使用承認につきまして、本議案は前回、令和4年7月の定例会において審議しました議案の継続審議となります。

前回議論となった神社に関する文言が全て削除された結果、今回の資料は前回の資料より5点変更されております。

変更箇所の1点目は、1ページ目の後援名義使用申請書の共催または後援名義等の使用を必要とする理由の文章が変更されております。

前回の記載は、「日本の民族衣装であり生活文化の一つ「きもの」の歴史や着付け技術を学ぶ一方、地域に根差して存在する神社との連携を図り、開催することにより、神社が古来より果たしてきた役割なども同時に学ぶことで地域における地域ネットワークの構築、地域コミュニティの形成の一助として地域との共生を図りたいと考えるため」から、今回は、「対象が小学生親子様のため募集活動において小学校から保護者様へ周知いただく為、および保護者様に対する当事業の信頼性向上のため」に変更されました。

2点目は、同じく1ページ目の事業内容の中の目的の部分の文章が変更されています。上から2行目の文章が、前回の「地域に根差して存在する神社との連携を図り、神社が古来より果たしてきた役割なども同時に学ぶ」から、「地域との連携を図り文京区内に残る文化なども同時に学ぶ」に変更されました。

3点目は、2ページの事業計画書の「1. 趣旨・目的」が変更となっております。内容に関しましては、先ほどご説明いたしました2点目と同様の変更でございます。

4点目は、同じく2ページの事業計画書の「3. 達成目標およびその検証」の部分で、前回は「神社との連携で、神社の存在や役割が理解される集う場所と位置づける」という文章がございましたが、それが削除されております。

5点目は、3ページ、「4. 実施体制」の関係団体の一覧の部分で、前回は、関係団体に文京区内神社（未定）及び名古屋市との関連事項が掲載されておりましたが、削除されております。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 この申請書を拝見する限り、前回懸念した事項については全て削られているのだというふうに思います。これを承諾して構わないと思っているんですが、ただ、この団体が申請書を変更したという形で中身の具体的なところまで変更されるのかどうかというのがよくわからないところもありますので、恐らく、小学校に案内を出す際にチラシのようなものをつくるんでしょうね。参考までに、実施をする際に小学生に配る、学校に配るチラシを一度確認はさせていただけるようお願いしたいと思います。

○加藤教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

前回懸念のあった部分については、先方でそこは修正するというので、申請書もそういった形で出ておりますので、坪井委員が言われましたように、チラシができればそれを後日確認するという形で、今回については承認ということでお諮り申し上げますけれども、よろしいでしょうか。

○**福田委員** お伺いしたかったのは、今回、場所は椿山荘さんが無償で提供してくださる形になったということですよ。私の推測ですけれども、そもそも神社との共催という形になっていたのは、恐らくこの畳の場所を提供してくださるのが神社さんしかないと推測していたんです。共催でしたか、一緒に連名になっていたのかなと推測して、今回、一番のボトルネックは場所なのかなと思っていました。椿山荘さんが提供してくださったということで、支出の中に場所代、会場費を払って椿山荘さんの場所を借りるということですよ。

○**福田委員** 前回、神社と一緒に申請していたのは恐らく場所を提供してくださったという経緯もあったのかなと推測していましたが、今回、椿山荘さんが、この金額が高いのか安いのか、結構安いのではないかと、割安でご提供して下さっているという仕組みになったのかなとっていて、今後もこの仕組みでこの企画をやっていられるということなんですかねと思っているんです。この団体にとって、場所自体を確保することと金額的にもそれなりの負担になるかなと思ったものから、ちょっと気にして質問した次第です。

○**教育総務課長事務取扱教育推進部参事** 今の場所代の話ですけれども、資料の中の4ページに事業予算書というのがございます。その右側の支出のところ会場費の6万円というのが記載されてございますので、前回の神社云々というところと会場費は直接リンクしていないということでご理解いただければと存じます。

○**福田委員** 前回の神社のときは、会場費ってかかっていたんですけど。たしか、かかってなかったんです。手元で確認ができなかったの。結果的には、この椿山荘さんを借りるのに当たって、この会場費を負担することになったのかなというふうに、見て思ったんです。これがこの団体さんにとってそんなに大きな負担じゃなければいいな、今後も続けていくに当たって、経済的な負担になったら気の毒だなと思って質問した次第です。

○**加藤教育長** ほかの方、いかがですか。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。よろしければ手を挙げていただければと思います。

(全員挙手)

○**加藤教育長** それでは、そのように決定させていただきます。

第37号議案 「声のコンサート体験会」の後援名義の使用について

○加藤教育長 続きまして、第37号議案「声のコンサート体験会」の後援名義の使用について。この件について、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第37号議案、「声のコンサート体験会」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、声のコンサート体験会。

代表者は、渡邊学でございます。

事業名は、声のコンサート体験会。

実施日は、令和4年10月30日。

実施場所は、養源寺でございます。

本事業は、声楽の技術を用いて、人間の声の幅広さを子どもたちに伝えること、また、この体験を通じてクラシック音楽への興味を得ること、音楽を通して自己表現をすること、声の表現を知るきっかけになることを目的としております。

対象は、区内の3歳から9歳までの子どもとその親。

また、参加予定人員は、200名と記載がありますが、現在の新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて100名以下に減員すると聞いております。

参加費は、大人1500円、小学生以下500円。またゼロ歳から2歳までは無料となっております。

このほか、資料といたしまして、企画案、事業予算書、団体運営規則、会員名簿等がございます。このうち事業予算書については、減員に伴い、収支の訂正されたものを各委員には別途送付いたしております。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 大したことではないんですけども、どこが減額されたのかなと思って今見ておりました。レンタルピアノ代が11万円から5万円という形で下がっている。これは工夫をしてレンタル代を下げたということなんでしょうか。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 今の部分でございますけども、今回、左側の収入のところ、先ほど部長から説明があった定員が半分になったということ、それに加えて文化庁の補助金

がプラス4万円、減の部分が10万円。もう一つ、委員が言われた支出の部分のレンタルピアノ代が、もともとかなり高いものを想定していて、11万円のものから今回5万円のものということで、6万円支出の部分減らした。トータル、収入の部分と支出の部分で10万円ずつ調整しているという中身でございます。

○加藤教育長 ほかの方、よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第38号議案 シンポジウム「歴史探訪～柳町から発掘された文京の歴史」及び発掘成果展「発掘された跡見女学校～明治・大正・昭和の女学校生活～」の共催名義の使用について

○加藤教育長 続きまして、第38号議案「シンポジウム「文京歴史探訪～柳町から発掘された文京の歴史」及び発掘成果展「発掘された跡見女学校～明治・大正・昭和の女学校生活～」の共催名義の使用について」。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第38号議案、シンポジウム「文京歴史探訪～柳町から発掘された文京の歴史」及び発掘成果展「発掘された跡見女学校～明治・大正・昭和の女学校生活～」の共催名義の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、跡見学園女子大学地域交流センター。

代表者は、土居洋平でございます。

事業名は、シンポジウム「文京歴史探訪～柳町から発掘された文京の歴史～」及び発掘成果展「発掘された跡見女学校～明治・大正・昭和の女学校生活～」。

実施は、令和4年10月17日から10月22日までの計6日間。

実施場所は、跡見学園女子大学文京キャンパス、 Blossam Hall でございます。

文京区教育委員会では、令和2年度から3年度にかけて区立柳町小学校改築工事に係る埋蔵文化財発掘調査を行いました。調査の結果、縄文から江戸時代の遺構や遺物に加え、柳町小学校になる以前、明治・大正期に、この場所にあった跡見女学校、現在の跡見学園女子大学に関する遺物も発

見されました。このことにより、跡見学園女子大学では、本年 10 月に発掘調査成果及び女学校の歴史に関するシンポジウムと展覧会を開催することになり、文京区教育委員会の共催としたい旨、申請がありました。

企画・運営は跡見学園女子大学が主体で行いますが、教育委員会は、展示用の出土遺物の貸し出し、広報協力、シンポジウム発表者の派遣等が主な役割となります。最新の発掘調査成果と埋蔵文化財を活用し、区民に身近な地域の歴史に触れていただく機会を提供することが目的となります。

対象は、一般市民。

参加費は、無料となっております。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、共催名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。今回は共催ということになります。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 39 号議案 令和 5 年度使用特別支援学級教科用図書採択について

○加藤教育長 続きまして、第 39 号議案「令和 5 年度使用特別支援学級教科用図書採択について」。この件について、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 それでは、第 39 号議案、令和 5 年度使用特別支援学級教科用図書採択について、提案理由をご説明いたします。

本案は、特別支援学級で学ぶ児童・生徒が使用する教科用図書の採択に関する件でございます。特別支援学級では、特別の教育課程を編成しております。したがって、学校教育法附則第 9 条及び同法施行規則第 131 条の 2 の規定に基づいて、一人一人の児童・生徒の実態に応じて、教科によって当該学年の教科用図書を使用することが適当でない場合には、他の適切な教科用図書を使用することができることになっております。

議案資料は、区内の特別支援学級設置校の校長より、令和 5 年度に使用する教科用図書として申請の出されましたものの一覧です。

今回の採択の対象となっている教科用図書につきましては、委員の皆様には事前にご覧いただいております。

特別支援学級で使用する教科用図書は3種類に大別されます。

一つ目は、文部科学大臣の検定済みの教科用図書です。これを使用する場合、小学校、中学校は、現在通常の学級で使用されているものと同じものを使用します。ただし、児童・生徒の実態に応じて当該学年より下の学年の教科用図書を使用することもございます。

二つ目は、知的障害の特別支援学校で学ぶ児童・生徒が使用する文部科学省著作の教科書です。

三つ目は、いわゆる附則9条図書と呼ばれる一般図書です。この附則9条図書につきましては、東京都教育委員会が特別支援教育教科書調査研究資料を作成しておりますので、これを参考にしまして、児童・生徒の障害の程度、能力等にふさわしい内容であるかどうかを各学校が検討し、選定をいたしております。

ご覧いただいております議案資料に明記されている附則9条図書につきましては、日常生活の身近な内容が取り扱われたり、写真やイラストなどが多く使用されているなど、児童・生徒の障害の程度、能力に配慮された内容となっております。

また、通常の学級との交流及び共同学習の推進等を配慮し、教員が通常の学級で使用している文部科学省の検定済みの教科用図書の図や写真を使用して、特別支援学級用に編集し、教材化するなど、各小・中学校が特別支援学級の実態や個に応じた特色化を図っております。

本案につきましては、このように各学校が一人一人の児童・生徒に合った適切な教科用図書を調査研究の上、申請をし、教育委員会が採択を決定する手続になっております。

本日の議案資料の一覧に基づきまして、文京区立の小・中学校特別支援学級の児童・生徒が令和5年度に使用します教科用図書をご決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 前回この図書も拝見しておりました、いろいろご説明いただいておりますので、この議案自体についての疑義ではないのです。

教育委員として、かつて私も特別支援学級の授業を参観させていただいたこともあるんです。少人数のところでは個別にいろいろな工夫をされているなというのは拝見しているのですが、教科書を使ってどういうふうに子どもさんたちが中身を受け入れ、そしてそれを自分の成長過程にどう生かしているのかということまでは、私たち専門の者ではないのでわからないところがあるんですね。今はコロナの時代だから難しいんだけど、教育委員としてちゃんと教科書を選ぶに当たってど

ういう教科書であれば子どもさんたちにとってふさわしいのかということの研究成果とか、そういうものを私たちが学ぶことができる場面とか機会、資料とか、そうしたものはあり得るものなんではないでしょうか。

○教育指導課長 資料となるとなかなか難しいと思います。現実には、目の前にいる子どもの実態に応じて教員が創意工夫をし、適切に指導しているというのが実態でございますので、そういった部分では、坪井委員がおっしゃっているように、本来であればそういった場면을きちんと見ていただいたほうがわかりやすいのかなと思いますけれども、何かの資料とか何かに基づいてそれを教育委員の皆さんが研究したり、深めたりするというのは現実、なかなか難しいのかなと思ってございます。

○加藤教育長 前回も、ここにある一般用の図書自体は実際、教育委員の皆さんに見ていただいています。また、検定の教科書については、教科書検定のときに見ていただいています。ですので、どういったものが使われているかというのはご存じだと思います。

ただ、その使い方は、機会を見て学校の現場に視察に行ってくださいとか、そういう形でどういうふうに使われているかというところを直接見ていただくのが一番わかりやすいかなとは思っていますので、そういった機会があればよろしくお願ひしたいと思います。

○坪井委員 ぜひそうした機会をお願ひしたいと思います。コロナがあるので、このごろほとんど学校に行けない状況なので、難しいかと思ひますけれども、お願ひしたいと思います。

○清水委員 今回、特別支援学級用の教科書をこれで決定するというところで、我々も前回見せていただいて、それに関しては問題ないんですけども、現場でこの教科書を使っている先生方のご意見がどのように反映されて、これが採択されたかということに関して教えていただければと思います。

○教育指導課長 この採択に当たっては、来年度採択すべき教科書について各学校長に、申請を依頼し、各学校においては、現時点の児童・生徒の実態に見合った教科書はどれがふさわしいかということを中心に検討した上で、教育委員会に申請をし、そしてこの形で今、採択をしていただく形の段取りを踏んでいるところでございます。

○清水委員 いろいろな意見が出てくるんじゃないかなと思いますけれども、最終的には教育委員会でそれを取りまとめて決定するというところでよろしいでしょうか。

○教育指導課長 そのとおりでございます。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

前回、物自体は見ていただいて、さまざま感想とかご意見をいただいておりますので。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第3 報告事項

(1) 民間学童クラブ(都型学童クラブ)における電気料金の補助について

○加藤教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は1件です。

「民間学童クラブ(都型学童クラブ)における電気料金の補助について」。この件について説明をお願いいたします。

○児童青少年課長 児童青少年課から民間学童クラブ(都型学童クラブ)における電気料金の補助についてご報告させていただきます。

概要ですが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、世界情勢が不安定になっておりまして、原油価格等の高騰により、電気料金も高騰している状況がございます。そのことから、民間学童クラブ、文京区では都型学童クラブに対して補助を出しているところですが、改めて電気料金の高騰分についての補助を実施させていただきたいということです。

区では、これ以外にも介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所、私立の認可保育園といったところに対して同様の補助をする予定となっております。

対象の施設は、都型学童クラブ7施設となります。

実施期間は、今年の6月から来年の3月までを予定しております。

補助額は、昨年の同時期3月から5月、ことしの3月から5月の区立育成室の1キロワット当たりの電気料金を比較いたしまして、増加分が1キロワット当たり3.3円となりましたので、その3.3円に今年の実施期間の電気使用料を掛けた額を補助するという形をとらせていただく予定となっております。

その他としまして、こちらについては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を歳入として活用予定となっております。

私からは以上となります。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 7施設と、その後、補助額についてもご説明いただいたんですけども、ちょっとわかりづらかったので、概算で全体としての補助額はどのくらいになる予定なんですか。

○児童青少年課長 こちらは、7施設ということでそれほど大きい金額にはならないんですが、これから区議会のほうにも補正予算ということで提出の予定になっております。おおむね7施設分で70万円弱という金額になるかと予想しております。

○坪井委員 中身について別に反対するわけでは全然ないんです。私の勉強不足かもわからないんですが、コロナの長期化と電気料金の高騰というのはどういう因果関係にあるんでしょうか。コロナ感染症対策の交付金を活用ということなので、コロナの影響として電気料金が上がった、そういう認識でしょうか。

○児童青少年課長 直接コロナウイルスのせいで高騰したということではなくて、先ほどもお話ししたとおり、世界情勢が不安定化している中で、燃料費が上がっているというところでの補助ということになります。

ただ、国の補助金のもとになっているのが、国のほうでも改めて補助金をつくるわけではなく、コロナ対策の中でこれも出しますというスキームになっておりますので、こういった表現をさせていただいております。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

第4 その他の事項

○加藤教育長 その他の事項ということで何かありますでしょうか。

○教育指導課長 私から、前回の発言の訂正及びおわびをさせていただきたいと思います。

前回、学校評価についてご報告を申し上げたところ、その際に福田委員から、「保護者アンケートについては無記名ですか」というお尋ねに対して、「無記名です」というご回答をさせていただきましたが、実際は学校ごとによって異なっておりまして、無記名じゃない学校があるということがわかりましたので、おわびし、訂正させていただきたいと思います。大変申しわけございませんでした。

○加藤教育長 福田委員、訂正ということでよろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、第8回定例会はこれをもって終了させていただきます。本日はありがとうございました。

(14 : 48)

令和4年8月9日

議事録署名人

教育長

委員